

財務省からのお知らせ

- 平成23年7月発行分(6月募集)から、個人向け国債(変動10年)の金利設定方法が見直されます。

<変更後>

適用利率

= 基準金利(10年固定利付国債の実勢金利) × 0.66

<現状>

適用利率

= 基準金利(10年固定利付国債の実勢金利) - 0.8%

※ 平成23年6月までに発行された変動10年(既発債)については、発行時の金利設定方法のまま変更はありません。

- 平成24年4月から、個人向け国債(固定5年)の中途換金禁止期間等が他と統一されます。

<変更後>

固定5年の中途換金禁止期間を「発行後1年」に、中途換金調整額(禁止期間後に中途換金する際の控除額)を「直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8」に変更し、変動10年及び固定3年と統一。

<現状>

中途換金禁止期間

(変動10年・固定3年) 発行後1年

(固定5年) 発行後2年

中途換金調整額

(変動10年・固定3年)

直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8

(固定5年)

直前4回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8

※ 平成24年4月発行分(3月募集)から、実施します。また、平成24年3月までに発行された固定5年(既発債)についても、平成24年4月16日以降に中途換金を実施(国の買取り)するものから、同様に変更します。なお、手続きについては取扱金融機関にお尋ねください。